

○入間市地区体育施設設置及び管理条例

昭和62年3月31日

条例第20号

(設置)

第1条 スポーツの振興を図るため、入間市地区体育施設（以下「地区体育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 地区体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
入間市藤沢地区体育館	入間市大字下藤沢988番地1
入間市東金子地区体育館	入間市大字小谷田371番地
入間市西武地区体育館	入間市大字野田1134番地57
入間市黒須地区体育館	入間市鍵山三丁目10番20号
入間市宮寺地区体育館	入間市宮寺567番地

(昭63条例13・平元条例10・平2条例22・平4条例40・一部改正)

(地区体育施設等)

第3条 地区体育施設及び付随施設（以下「地区体育施設等」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 地区体育施設等の使用時間は、別表第2のとおりとする。

(平8条例14・一部改正)

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に、地区体育施設等の管理を行わせるものとする。

(平27条例17・全改、平28条例27・一部改正)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条の2 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区体育施設等の使用の許可に関する業務
- (2) 地区体育施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平27条例17・追加、平28条例27・一部改正)

(休所日)

第5条 地区体育施設等の休所日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。

- 2 指定管理者は、前項に規定する休所日のほか、地区体育施設等の管理上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休所日を定め、又は休所日に開所することができる。

(平6条例12・追加、平8条例14・平27条例17・平28条例27・一部改正)

(使用の許可)

第6条 地区体育施設等を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、地区体育施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(平6条例12・旧第5条繰下・一部改正、平27条例17・一部改正)

(許可の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、地区体育施設等の使用を許可しないものとする。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 地区体育施設等を破損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めたとき。

(平6条例12・追加、平27条例17・一部改正)

(使用料)

第8条 地区体育施設等の使用料は、無料とする。

(平6条例12・旧第6条繰下)

(原状回復の義務)

第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、地区体育施設等の使用が終わつたときは、速やかに当該施設を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

- 2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、市長又は指定管理者は原状に復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(平6条例12・追加、平27条例17・平28条例27・一部改正)

(損害賠償の義務)

第10条 使用者又は入場者が故意若しくは過失により地区体育施設等を破損又は滅失したときは、これを修理し、又は市長が相当と認めた額を賠償しなければならない。

(平6条例12・旧第7条繰下、平27条例17・平28条例27・一部改正)

(目的外使用)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、業務に支障がない限り地区体育施設等の全部又は一部を目的外に使用させることができる。

2 前項の規定により、使用の許可を受けた者は、入間市行政財産の使用料に関する条例（昭和50年条例第3号）の規定により、使用料を納付しなければならない。

(平6条例12・旧第8条繰下・一部改正、平18条例49・平28条例27・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(昭63条例13・旧第9条繰下、平6条例12・旧第10条繰下、平17条例39・旧第13条繰上、平28条例27・一部改正)

附 則

この条例は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第13号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第10号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第9条第2項の改正規定並びに別表の改正規定中「入間市黒須地区体育館」の項の規定は、平成2年11月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第40号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第21号）

この条例は、平成5年9月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第12号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第14号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第39号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第49号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条、第4条及び第5条の規定は公布の日から、第10条から第17条までの規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第1条第2号の規定により同法第238条の4の改正規定の施行期日として政令で定める日から施行する。

附 則（平成27年条例第17号）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に改正前の入間市地区体育施設設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の入間市地区体育施設設置及び管理条例の規定によりなされた行為とみなす。

附 則（平成28年条例第27号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（入間市地区体育施設設置及び管理条例の改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行前に第22条の規定による改正前の入間市地区体育施設設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の入間市地区体育施設設置及び管理条例の規定によりなされた行為とみなす。

別表第1（第3条関係）

（平2条例22・全改、平4条例40・平5条例21・平6条例12・一部改正、
平8条例14・旧別表・一部改正、平27条例17・一部改正）

地区体育施設及び付随施設

施設名	付随施設
入間市藤沢地区体育館	グラウンド、テニスコート
入間市東金子地区体育館	テニスコート
入間市西武地区体育館	多目的広場
入間市黒須地区体育館	

別表第2（第3条関係）

(平8条例14・追加)

地区体育施設等の使用時間

区分	使用時間
地区体育館	午前9時から午後9時30分まで
付随施設	午前8時30分から午後4時30分まで

備考 施設管理の都合により、使用時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。